

犬の飼い主の皆さんへ

～マナーを守って楽しいペットライフ!～



はかりつけの動物病院で接種できます。
春と秋に実施する集合注射、また
かかりつけの動物病院で狂犬病予防注射を
受けさせることができます。
受けさせることが法律で義務付けら
れています。

④狂犬病予防注射について
出が必要です。

犬には、年1回狂犬病予防注射が
受けさせることで法律で義務付けら
れています。

③登録内容の変更があったとき
た際は、市生活環境課への届け
出が必要です。

犬の飼い主や住所などに変更が
あつた際は、市生活環境課への届け
出が必要です。市生活
環境課または各地区生活応援セン
ターで手続きできます。市生活
環境課による届け出も受け付けます
ので、市生活環境課へご連絡くださ
い。

①新しく犬を飼ったとき
生後91日以上の犬には、生涯に1
回の登録が義務付けられています。
登録の手続きは、市生活環境課お
よび動物病院でできます。

②飼い犬が死亡したとき
市への届け出が必要です。市生活
環境課による届け出も受け付けます
ので、市生活環境課へご連絡くださ
い。

③登録内容の変更があったとき
た際は、市生活環境課への届け
出が必要です。

犬を飼うには狂犬病予防法により
各種の手続きが必要です。

大事な家族を狂犬病から守りま
しょう。

**犬の登録と
受けさせましょう
年1回の狂犬病予防注射を**

★登録料金 (1匹) 3,000円
★予防注射 (1匹) 3,200円

犬の登録と狂犬病予防注射日程表

	実施場所	時 間	実施場所	時 間
10月8日木 池上獣医師	①橋野多目的集会施設前	9:00~9:15	⑧昭和園クラブハウス前	13:00~13:10
	②栗林地区コミュニティ 消防センター付近	9:25~9:40	⑨上中島多目的グラウンド 駐車場	13:15~13:25
	③砂子畠集会所前	9:45~9:55	⑩小佐野地区生活応援センター	13:30~13:40
	④鵜住居公民館川口分館	10:00~10:10	⑪向定内・花崎産業駐車場	13:45~13:55
	⑤旧箱崎町仮設団地B入り口付近	10:30~10:40	⑫野田中央公園北側	14:00~14:10
	⑥鵜住居町・日向グラウンド 付近	11:00~11:15	⑬小川町・親和橋付近 (旧市民体育館入り口)	14:20~14:30
	⑦大只越町・青葉公園付近	11:25~11:40	⑭中小川集会所前	14:40~14:55

10月9日金 菅原獣医師	①旧天神町仮設団地入り口付近	9:00~9:10	⑨市球技場入り口付近	13:15~13:25
	②松原公園付近	9:20~9:30	⑩甲子地区生活応援センター	13:30~13:40
	③大平児童遊園付近	9:40~9:50	⑪大畠団地集会所	13:45~13:55
	④荒川地区集会所付近	10:15~10:25	⑫甲子林業センター	14:05~14:15
	⑤片川集会所前	10:40~10:50	⑬洞関地区コミュニティ 消防センター	14:25~14:35
	⑥唐丹地区生活応援センター前	11:00~11:10	⑭甲子公民館砂子渡分館	14:45~14:55
	⑦旧平田第1・第2仮設団地 入り口付近	11:20~11:30	⑮唄貝ちびっこ広場付近	15:05~15:15
	⑧上平田ニュータウン集会所前	11:40~11:50		

問い合わせ 市生活環境課 環境保全係 ☎27-8453

台風の季節です

洪水・土砂災害から身を守りましょう

洪水・土砂災害から身を守るため、あらかじめ自宅周辺における洪水・土砂災害の危険性や避難経路および避難情報の入手方法などを確認し、いざというときに備えましょう。

また、避難する時は、周りの人と声をかけあって避難しましょう。

「避難の声かけ、安全の確認」



避難の声かけ

安全の確認

市は、避難所での新型コロナウイルス感染予防のため、消毒液などの衛生用品配備に加えて、可能な限り3密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けるための対応に努めます。

感染予防のためには、市民の皆さんの協力が必要です。日頃から、検温などの体調管理や手洗いなど感染予防に備えた行動をお願いします。

避難所での行動

※避難所での名簿作成や、体調管理チェックシートへの記入にご協力をお願いします

感染しない、 感染させないための 行動を心掛けましょう



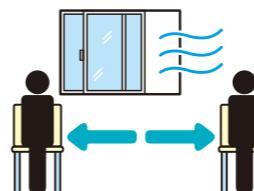
マスクの着用と咳エチケット、
大声で会話しないことを徹底
しましょう



流水での手洗い、アルコール
を含んだ消毒剤での手指消毒
を心掛けましょう



こまめな換気や適度な空間 (ソーシャルディスタンス) を 保つようにしましょう



発熱や咳など体調が思わしく
ない場合には、すぐに避難所
担当職員に申し出ましょう



それぞれの立場でできること
を行い、協力しあいながら生
活しましょう



市が「避難勧告や避難指示（緊急）」などの避難情報を出した際、発熱など体調不良のため避難所への避難が難しいと思われる人は、市防災危機管理課（市災害対策本部事務局）にご相談ください。



知りたい欲しい
防災情報



洪水・土砂災害
ハザードマップ



洪水・土砂災害
緊急避難場所